

第2号（令和元年5月24日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市寿町健康福祉交流センター条例の施行期日を定める規則【健康福祉局生活支援課】 4
- △ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】 5
- △ 横浜自然観察の森条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局みどりアップ推進課】 6

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 12
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 14
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 15
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 16
- △ 平成31年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】 17
- △ 平成31年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】 18
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 20
- △ 同 【健康福祉局医療援助課】 27
- △ 同 【健康福祉局医療援助課】 28
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 37
- △ 同 【健康福祉局医療援助課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退【健康福祉局医療援助課】 39
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 40
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 43
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】 45
- △ 土地改良事業の認可【環境創造局農政推進課】 46
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 47
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 48
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 49
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 50

△	横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	51
△	「磯子みどころガイド」売払代金収納事務の委託【磯子区市政推進課】	52
△	「とつか歴史ろまん 新装版」売払代金収納事務の委託【戸塚区地域振興課】	53
△	横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】	55
[公告]		
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	56
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	57
△	釜石都市計画嬉石松原地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	58
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	59
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	62
△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	64
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	66
△	同【経済局商業振興課】	68
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	70
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	71
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	72
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	73
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	74
△	同【建築局建築企画課】	75
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	76
△	同【建築局建築企画課】	77
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	78
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	79
△	同【建築局調整区域課】	80
△	同【建築局調整区域課】	81
△	同【建築局調整区域課】	82
△	同【建築局調整区域課】	83
△	同【建築局調整区域課】	84
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	85
△	同【建築局調整区域課】	86
△	同【建築局調整区域課】	87
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	88
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	89
△	同【建築局建築指導課】	90
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	91

△	同	【戸塚区地域振興課】	92
△	同	【鶴見区地域振興課】	93
△	同	【金沢区地域振興課】	94
△	同	【金沢区地域振興課】	95
△	同	【金沢区地域振興課】	96
△	同	【金沢区地域振興課】	97
△	同	【金沢区地域振興課】	98
△	同	【旭区地域振興課】	99
【交通局】			
△	横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】		100
【区選挙管理委員会】			
△	選挙人名簿の登録の移替えの延期【鶴見区】		102
△	同	【神奈川区】	103
△	同	【西区】	104
△	同	【中区】	105
△	同	【南区】	106
△	同	【港南区】	107
△	同	【保土ヶ谷区】	108
△	同	【旭区】	109
△	同	【磯子区】	110
△	同	【金沢区】	111
△	同	【港北区】	112
△	同	【緑区】	113
△	同	【青葉区】	114
△	同	【都筑区】	115
△	同	【戸塚区】	116
△	同	【栄区】	117
△	同	【泉区】	118
△	同	【瀬谷区】	119
【職員共済組合】			
△	横浜市職員共済組合事務局処務規程の一部改正【職員共済課】		120

規 則

横浜市寿町健康福祉交流センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第3号

横浜市寿町健康福祉交流センター条例の施行期日を定める規則

横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成29年10月横浜市条例第32号）は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第4号

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例（平成30年3月横浜市条例第17号）附則ただし書に規定する改正規定は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜自然観察の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第5号

横浜自然観察の森条例施行規則の一部を改正する規則

横浜自然観察の森条例施行規則（昭和61年3月横浜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

（自然観察の森の開園時間等）

第2条 横浜自然観察の森（以下「自然観察の森」という。）の開園時間は、日の出から日没までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開園時間を変更し、又は休園することができる。

（センターの開館時間等）

第3条 自然観察の森のうち、自然観察センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない直近の日とする。

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

（指定管理者の公募）

第4条 市長は、条例第5条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（指定申請書の提出等）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及

び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 自然観察の森の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

第6条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

(利用の許可の申請等)

第6条 条例第8条第1項の規定によりセンター内の研修室（以下「研修室」という。）の利用の許可を受けようとする者は、書面により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による許可の申請は、研修室を利用しようとする日の3箇月前の日（その日がセンターの休館日に当たるときは、その翌開館日）から利用しようとする日の3日前（その日がセンターの休館日に当たるときは、その前開館日）までにしなければならない。ただし、指定管理者若しくは本市が主催し、若しくは共催して利用する場合又は指定管理者が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(行為の許可の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者及び同条第2項本文の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、それぞれ書面により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 鳥、獣その他の動物を捕獲し、又は植物を採取しようとする場合には、捕獲又は採取する目的、対象及び数量等の計画を記載した書類

(2) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類

(3) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書

(4) 興行を行おうとする場合には、開催の回数、開催時間、来場人員、料金、収支概算、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類

(5) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類

(6) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため自然観察の森を一時的に独占して使用しようとする場合には、使用場所、料金又は会費、参集人員、持ち込む物品及び機材、会合

の運営管理に関する事項、現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類

(7) 前各号以外の行為をしようとする場合には、指定管理者の指示する書類

(8) 許可を受けた事項を変更しようとする場合で、前各号の書類の記載事項の変更を伴うときは、当該変更に係る書類

3 条例第11条第2項ただし書に規定する規則で定める軽易な事項は、次のとおりとする。

(1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更

(2) 興行を行う場合において、その予定来場人員を減ずる変更

(3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合において、撮影に従事する人員を減ずる変更

(利用料金の後納)

第8条 条例第14条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第15条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は同法第134条第1項に規定する各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する過程に在学する者（次号において「学校等の児童等」と総称する。）の環境学習等の正規の教育課程のために、各学校等の長が利用する場合 利用料金の全額

(2) 学校等の児童等の団体が利用する場合 利用料金の半額

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業のために利用する場合 利用料金の全額

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は介護を要する65歳以上の者及びこれらの者の介護者が利用する場合 利用料金の半額

(5) 地域的な市民の組織が自然保護推進を目的とした普及啓発活動、ボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合 利用料金の全額

(6) 地方公共団体が主催し、又は共催する行事又は事業のために利用する場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第10条 条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 研修室について、利用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額

(2) 研修室の利用の許可を受けた者が利用しようとする日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額

第2号様式を削る。

第1号様式を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

横浜自然観察の森の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜自然観察の森の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（ A 4 ）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 33 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 26 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 354 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
平 成 31 年 3 月 28 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 マ ッ ク	旭 区 本 宿 町 91 番 地 の 6	(新) 平 成 26 年 2 月 1 日 から 令 和 6 年 1 月 31 日 まで
			(旧) 平 成 26 年 2 月 1 日 から 平 成 31 年 1 月 31 日 まで

- 2 横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 21 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 43 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
平 成 31 年 4 月 1 日	学 校 法 人 総 持 学 園	鶴 見 区 鶴 見 二 丁 目 1 番 3 号	(新) 平 成 20 年 1 月 1 日 から 令 和 6 年 3 月 31 日 まで
			(旧) 平 成 20 年 1 月 1 日 から 平 成 31 年 3 月 31 日 まで

横 浜 市 告 示 第 34 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	港 北 コ ス モ ス 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 コ ス モ ス 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 脇 山 祐 治
施 設 長	脇 山 祐 治
規 模 （ 延 床 面 積 ）	396.41 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 78 番 24 号

横 浜 市 告 示 第 35 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ベ ネ ッ セ 東 戸 塚 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 ベ ネ ッ セ ス タ イ ル ケ ア
代 表 者	代 表 取 締 役 滝 山 真 也
施 設 長	角 田 紀 美 江
規 模 （ 延 床 面 積 ）	471.57 m ²
定 員	60 人
所 在 地	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 24

横 浜 市 告 示 第 36 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	戸 塚 ほ し の 木 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 相 愛 会
代 表 者	理 事 長 福 島 巖
施 設 長	大 石 昭 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	345.53 m ²
定 員	50 人
所 在 地	戸 塚 区 戸 塚 町 4,790 番 地 の 6

横 浜 市 告 示 第 37 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
廃 止 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	港 北 コ ス モ ス 保 育 園
所 在 地	港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 78 番 24 号

横 浜 市 告 示 第 38 号

平 成 31 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 の 保 険 料 率

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 (昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) 第 16 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 16 条 の 6 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 17 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 平 成 31 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 の 保 険 料 率 を 次 の よ う に 定 め た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 基 礎 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0709

(2) 被 保 険 者 均 等 割 33,790 円

2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0212

(2) 被 保 険 者 均 等 割 10,160 円

3 介 護 納 付 金 賦 課 額 の 保 険 料 率

(1) 所 得 割 0.0213

(2) 被 保 険 者 均 等 割 13,570 円

横 浜 市 告 示 第 39 号

平 成 31 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 料 の 賦 課 額 を 減 ず る
額

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 (昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号) 第 19
条 の 2 第 1 項 及 び 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 施 行 規 則 (昭 和 36 年 3 月
横 浜 市 規 則 第 10 号 。 以 下 「 規 則 」 と い う 。) 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に
よ り 、 平 成 31 年 度 分 の 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 料 の 賦 課 額 を 減 ず る 額 を
次 の と お り 定 め た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

1	基 礎 賦 課 額	
(1)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額	23,653 円
(2)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額	16,895 円
(3)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額	6,758 円
2	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 額	
(1)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額	7,112 円
(2)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額	5,080 円
(3)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額	2,032 円
3	介 護 納 付 金 賦 課 額	
(1)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 1 号 に 規 定 す る 額	9,499 円
(2)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 額	6,785 円
(3)	規 則 第 12 条 第 3 項 第 3 号 に 規 定 す る 額	2,714 円

横浜市告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年4月1日	薬樹薬局矢向6丁目	鶴見区矢向六丁目14番16号	薬局
同	のぞみ薬局下末吉店	鶴見区下末吉六丁目3番25号	同
同	ハックドラッグ鶴見下野谷薬局	鶴見区下野谷町3丁目88番地の1	同
同	サカイヤ薬局上永谷ベルセブン店	港南区丸山台一丁目13番5号	同
同	よつば薬局	保土ヶ谷区星川一丁目15番25号	同
同	クリエイト薬局旭川島町店	旭区川島町2,884番地の1	同
同	小川薬局	港北区菊名四丁目2番8号	同
同	アイセイ薬局大倉山商店街店	港北区大倉山三丁目41番22号	同
同	メディケア看護希望が丘	旭区中希望が丘101番地	訪問看護

横浜市告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年4月1日	アイ矯正歯科クリニック	鶴見区東寺尾北台8番6号	歯科矯正
同	平和会 平和病院	鶴見区東寺尾中台29番1号	腎臓
同	森歯科医院	鶴見区鶴見中央四丁目24番9号	歯科矯正
同	徳田病院	鶴見区佃野町29番3号	腎臓
同	フーガ2矯正 & ブライト歯科	鶴見区豊岡町2番2号	歯科矯正
同	望星会 鶴見西口病院	鶴見区鶴見一丁目12番31号	腎臓
同	片山整形外科記念病院	鶴見区北寺尾四丁目13番1号	整形外科
同	ふれあい鶴見ホスピタル	鶴見区東寺尾四丁目4番22号	腎臓
同	鶴見大学歯学部附属病院	鶴見区鶴見二丁目1番3号	口腔
同	同	同	歯科矯正
同	村山クリニック	神奈川区大口通74番地の1	腎臓
同	神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所	神奈川区金港町7番地の6	免疫
同	恒心会横浜中央クリニック	神奈川区金港町7番地の3	腎臓
同	福増矯正歯科	神奈川区白楽1番地の1	歯科矯正
同	神奈川歯科大学	神奈川区鶴屋町3丁目	同

	附属横浜クリニック	目 31 番地の 6	
同	恭和会 新横浜クリニック	神奈川県片倉二丁目 40 番 6 号	腎臓
同	善仁会 横浜西 口ヘルティック クリニック	西区北幸一丁目 11 番 15 号	同
同	サン横浜歯科矯 正クリニック	西区高島二丁目 14 番 17 号	歯科矯正
同	善仁会横浜第一 病院	西区高島二丁目 5 番 15 号	腎臓
同	明和会 亀田病 院	西区御所山町 77 番地	同
同	けいゆう病院	西区みなとみらい三 丁目 7 番 3 号	眼科
同	善仁会 横浜ク リニック	中区真砂町 3 丁目 33 番地	腎臓
同	医療法人回生会 ふれあい横浜ホ スピタル	中区万代町 2 丁目 3 番地の 3	同
同	松和会 望星関 内クリニック	中区蓬萊町 2 丁目 4 番地の 1	同
同	健秀会 清水矯 正歯科医院	中区野毛町 1 丁目 8 番地	歯科矯正
同	よこはま港南診 療所	中区池袋 5 番地	腎臓
同	内田矯正歯科ク リニック	中区石川町 2 丁目 64 番地	歯科矯正
同	横浜市立みなと 赤十字病院	中区新山下三丁目 12 番 1 号	眼科
同	同	同	整形外科
同	同	同	形成外科
同	同	同	腎臓
同	善仁会 吉野町 第一クリニック	南区山王町 3 丁目 24 番地の 8	同
同	横浜市立大学附 属市民総合医療 センター	南区浦舟町 4 丁目 57 番地	眼科
同	同	同	耳鼻咽喉科

同	同	同	口腔
同	同	同	形成外科
同	同	同	中枢神経
同	同	同	脳神経外科
同	同	同	心臓脈管外科
同	同	同	腎臓
同	同	同	小腸
同	同	同	歯科矯正
同	同	同	免疫
同	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目13番地の4	眼科
同	同	同	耳鼻咽喉科
同	同	同	整形外科
同	同	同	形成外科
同	同	同	脳神経外科
同	同	同	心臓脈管外科
同	同	同	腎臓
同	同	同	歯科矯正
同	上大岡仁正クリニック	港南区上大岡西一丁目10番1号	腎臓
同	市川矯正歯科医院	港南区上大岡西一丁目12番5号	歯科矯正
同	加藤矯正歯科クリニック	港南区上大岡西一丁目18番3号	同
同	宮川矯正歯科クリニック	港南区上大岡西一丁目19番17号	同
同	善仁会上永谷クリニック	港南区丸山台一丁目11番1号	腎臓
同	前田矯正歯科クリニック	港南区港南台三丁目6番35号	歯科矯正
同	うえき矯正歯科クリニック	港南区港南台三丁目3番1号	同
同	済生会横浜市南都病院	港南区港南台三丁目2番10号	眼科
同	同	同	口腔
同	同	同	整形外科
同	同	同	腎臓
同	同	同	歯科矯正
同	善仁会 保土ヶ	保土ヶ谷区天王町1	腎臓

	谷第一クリニック	丁目12番地の8	
同	シオンクリニック	保土ヶ谷区峰沢町10 5番地の58	同
同	横浜市立市民病院	保土ヶ谷区岡沢町56 番地	眼科
同	同	同	耳鼻咽喉科
同	同	同	整形外科
同	同	同	免疫
同	独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院	保土ヶ谷区釜台町43 番1号	腎臓
同	いない歯科	旭区中白根一丁目8 番8号	歯科矯正
同	明芳会 横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20 番1号	整形外科
同	明芳会 横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20 番1号	腎臓
同	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町1,197番 地の1	脳神経外科
同	同	同	心臓脈管外科
同	同	同	腎臓
同	コジマ内科クリニック	旭区笹野台一丁目1 番36号	同
同	えんどう矯正歯科クリニック	旭区二俣川1丁目5 番地の38	歯科矯正
同	善仁会二俣川第一クリニック	旭区二俣川1丁目6 番地の1	腎臓
同	医療法人社団善仁会二俣川南口腎クリニック	旭区二俣川2丁目57 番地の4	同
同	磯子中央病院	磯子区磯子二丁目20 番45号	同
同	洋光台矯正歯科	磯子区洋光台三丁目 1番18号	歯科矯正
同	横浜市立大学附	金沢区福浦三丁目9	眼科

	属 病 院	番 地	
同	同	同	耳 鼻 咽 喉 科
同	同	同	口 腔
同	同	同	整 形 外 科
同	同	同	形 成 外 科
同	同	同	中 枢 神 経
同	同	同	脳 神 経 外 科
同	同	同	心 臓 脈 管 外 科
同	同	同	腎 臓
同	同	同	免 疫
同	厚 济 会 文 庫 じ ん ク リ ニ ッ ク	金 沢 区 谷 津 町 356 番 地 の 3	腎 臓
同	花 ク リ ニ ッ ク	金 沢 区 谷 津 町 384 番 地	同
同	金 沢 病 院	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 8 番 3 号	整 形 外 科
同	国 家 公 務 員 共 济 組 合 連 合 会 横 浜 南 共 济 病 院	金 沢 区 六 浦 東 一 丁 目 21 番 1 号	腎 臓
同	永 井 矯 正 歯 科 医 院	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 14 番 5 号	歯 科 矯 正
同	神 奈 川 県 立 循 環 器 呼 吸 器 病 セ ン タ ー	金 沢 区 富 岡 東 六 丁 目 16 番 1 号	心 臓 脈 管 外 科
同	菊 名 記 念 病 院	港 北 区 菊 名 四 丁 目 4 番 27 号	同
同	同	同	腎 臓
同	大 野 歯 科 医 院	港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 3 番 29 号	歯 科 矯 正
同	善 仁 会 新 横 浜 第 一 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 6 番 地 の 4	腎 臓
同	前 田 記 念 新 横 浜 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 3 番 地 の 12	同
同	医 療 法 人 社 団 慈 友 会 山 田 内 科	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 6 番 地 の 23	同
同	横 浜 市 総 合 リ ハ ン ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 診 療 所	港 北 区 鳥 山 町 1,770 番 地	整 形 外 科
同	J O Y 矯 正 歯 科 ク リ ニ ッ ク	港 北 区 綱 島 東 二 丁 目 1 番 5 号	歯 科 矯 正

同	日吉せざいクリニック	港北区日吉二丁目5番2号	腎臓
同	久保田矯正歯科	港北区日吉本町一丁目20番2号	歯科矯正
同	脇本矯正歯科医院	港北区日吉本町一丁目25番24号	同
同	日吉斎藤クリニック	港北区日吉本町一丁目27番39号	腎臓
同	つむらや内科	港北区日吉本町四丁目25番63号	同
同	善仁会 中山駅前クリニック	緑区中山一丁目26番1号	同
同	三栄会 霧が丘クリニック	緑区霧が丘三丁目8番地の1	同
同	松田グループ 美しが丘クリニック	青葉区美しが丘西二丁目6番地の23	同
同	医療法人社団 翌檜会 たまプラーザどう矯正歯科	青葉区美しが丘二丁目14番地の3	歯科矯正
同	あざみ野駅前クリニック	青葉区あざみ野一丁目3番地の3	腎臓
同	ごう矯正歯科	青葉区あざみ野二丁目1番地の3	歯科矯正
同	クロダ矯正歯科	青葉区あざみ野二丁目9番地の5	同
同	聡和会 荏田クリニック	青葉区荏田北三丁目3番15号	腎臓
同	一ツ葉矯正歯科クリニック	青葉区市が尾町1,15番地の2	歯科矯正
同	医療法人社団 緑成会 横浜総合病院	青葉区鉄町 2,201 番地の5	口腔
同	昭和大学 藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	耳鼻咽喉科
同	同	同	口腔
同	同	同	整形外科
同	同	同	形成外科
同	同	同	脳神経外科

同	同	同	心臓脈管外科
同	同	同	腎臓
同	昭和大学藤が丘 リハビリテーション ジョン病院	青葉区藤が丘二丁目 1番1号	整形外科
同	港北整形外科	都筑区中川一丁目8 番28号	同
同	医療法人社団OM S こうざき歯 列矯正クリニック	都筑区中川中央一丁 目29番1号	歯科矯正
同	善仁会 緑園都 市クリニック	泉区緑園一丁目16番 地の1	腎臓
同	鵬友会湘南泉病 院	泉区新橋町 1,784 番 地	整形外科
同	アポロ歯科・矯 正歯科	戸塚区矢部町5番地	歯科矯正
同	大竹矯正歯科ク リニック	戸塚区品濃町 517 番 地の6	同
同	西横浜国際総合 病院	戸塚区汲沢町56番地	中枢神経
同	小沢歯科医院	瀬谷区下瀬谷三丁目 17番地の1	歯科矯正

横 浜 市 告 示 第 42 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年5月24日

横 浜 市 長 林 文 子

更 新 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 31 年 4 月 1 日	はる訪問看護ステーション	保土ヶ谷区天王町1丁目23番地の16	訪問看護
同	訪問看護リハビリステーション銀の舞	旭区二俣川2丁目50番地の14	同
同	新吉田訪問看護ステーション	港北区新吉田東八丁目23番1号	同
同	歩む会ナースセンター	戸塚区原宿四丁目33番33号	同

横浜市告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年4月1日	健ナビ薬樹薬局 矢向	鶴見区矢向五丁目9番23号	薬局
同	スター調剤薬局 尻手店	鶴見区矢向三丁目5番3号	同
同	新つるみ薬局	鶴見区矢向一丁目5番24号	同
同	田辺薬局	鶴見区下末吉一丁目24番15号	同
同	望星鶴見薬局	鶴見区下末吉三丁目5番15号	同
同	せんねん薬局	鶴見区寺谷一丁目3番2号	同
同	ウイン調剤薬局 東寺尾店	鶴見区東寺尾中台33番12号	同
同	さくら薬局 鶴見栄町店	鶴見区栄町通4丁目46番地の4	同
同	うかい薬局	鶴見区仲通2丁目69番地の5	同
同	クリエイト薬局 鶴見下野谷町店	鶴見区下野谷町1丁目44番地	同
同	せんねん薬局 生麦店	鶴見区生麦五丁目8番44号	同
同	かちどき薬局 鶴見店	鶴見区佃野町28番2号	同
同	健ナビ薬樹薬局 鶴見	鶴見区豊岡町6番9号	同
同	ニコニコ薬局	鶴見区馬場一丁目6番32号	同
同	みき薬局 西寺	神奈川区西寺尾一丁	同

	尾店	目 25 番 16 号	
同	たんぽぽ薬局大 口店	神奈川県神之木町19 番15号	同
同	慶成薬局	神奈川県西神奈川一 丁目20番地の5	同
同	ふくにし薬局	神奈川県三ツ沢下町 11番7号	同
同	共創未来横浜薬 局	神奈川県三ツ沢西町 4番15号	同
同	薬樹薬局三ツ沢	神奈川県三ツ沢西町 4番11号	同
同	薬樹薬局三ツ沢 2号店	神奈川県三ツ沢西町 4番13号	同
同	川田薬局横浜西 口天理ビル店	西区北幸一丁目4番 1号	同
同	さくら薬局	西区高島二丁目5番 12号	同
同	藤棚調剤薬局	西区藤棚町1丁目67 番地	同
同	田中薬局	中区松影町1丁目3 番地の7	同
同	あおば薬局	中区長者町9丁目17 5番地	同
同	なの花薬局ゆき 店	中区山田町8番地の 1	同
同	ひだまり薬局	中区山田町2番地の 11	同
同	株式会社田中薬 局	中区伊勢佐木町6丁 目147番地	同
同	加藤回陽堂薬局	中区伊勢佐木町2丁 目87番地	同
同	薬樹薬局いせざ き町	中区伊勢佐木町5丁 目129番地の14	同
同	加藤回陽堂薬局 蓬莱町店	中区蓬莱町2丁目3 番地の2	同
同	日の出薬局	中区日ノ出町1丁目 28番地	同
同	アイン薬局みな と店	中区新山下三丁目1 番1号	同
同	横浜みなみ薬局	中区新山下三丁目13	同

		番 22 号	
同	石田薬局	中区小港町3丁目17 6番地	同
同	川田薬局 本牧 店	中区本牧三之谷8番 8号	同
同	ファーマライズ 薬局 山手町店	中区山手町 163番地 の6	同
同	高橋薬局 真金 町店	南区真金町1丁目10 番地の4	同
同	あけぼの薬局 浦舟店	南区浦舟町1丁目1 番地の24	同
同	川田薬局浦舟店	南区浦舟町4丁目50 番地の4	同
同	鶴岡仁成堂薬局	南区睦町1丁目8番 地の2	同
同	あけぼの薬局	南区井土ヶ谷中町15 6番地	同
同	みどり薬局	南区井土ヶ谷下町21 3番地	同
同	かいがら坂薬局 弘明寺店	南区通町3丁目53番 地	同
同	メイワ薬局	南区通町4丁目 118 番地	同
同	クリエイト薬局 横浜別所店	南区別所二丁目6番 1号	同
同	さかえ薬局	南区別所中里台41番 12号	同
同	さくら薬局横浜 六ッ川1丁目店	南区六ッ川一丁目87 3番地の31	同
同	スーパードラッ グタロー薬局	南区弘明寺町 134番 地	同
同	だるま薬局	南区中村町3丁目19 9番地の3	同
同	ミネ薬局上大岡 店	港南区上大岡東一丁 目9番10号	同
同	あおば薬局	港南区上大岡西二丁 目8番20号	同
同	薬局マツモトキ ヨシ 上大岡店	港南区上大岡西一丁 目6番1号	同
同	桜台薬局	港南区東永谷一丁目	同

		1 番 20 号	
同	有限会社ファー マシー丸山台	港南区丸山台二丁目 35 番 1 号	同
同	丸山台薬局	港南区丸山台二丁目 18 番 5 号	同
同	薬局マツモトキ ヨシ 上永谷店	港南区丸山台三丁目 1 番 7 号	同
同	サカエファーマ シー日限山店	港南区日限山二丁目 1 番 33 号	同
同	有限会社松崎薬 局	港南区下永谷三丁目 7 番 11 号	同
同	オオミ薬局 日 野店	港南区日野八丁目 8 番 7 号	同
同	オオミ薬局	港南区港南台七丁目 42 番 30 号	同
同	ケーエムエフみ どり調剤薬局	港南区港南台七丁目 8 番 50 号	同
同	港南台大江薬局	港南区港南台三丁目 4 番 19 号	同
同	オリーブ薬局	港南区野庭町 98 番地	同
同	小泉だるま薬局	保土ヶ谷区宮田町 1 丁目 1 番地の 1	同
同	堀内薬局	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 28 番地の 2	同
同	天王町アルファ 薬局	保土ヶ谷区岩間町 1 丁目 7 番地の 4	同
同	薬樹薬局和田町	保土ヶ谷区星川三丁 目 8 番 4 号	同
同	コトブキ調剤薬 局 横浜店	保土ヶ谷区狩場町 20 9 番地	同
同	十番館薬局	保土ヶ谷区東川島町 20 番地の 16	同
同	たんぽぽ薬局	保土ヶ谷区西谷町 61 5 番地の 4	同
同	田辺薬局 横浜 常盤店	保土ヶ谷区常盤台 50 番 30 号	同
同	薬樹薬局 保土 ヶ谷	保土ヶ谷区常盤台 50 番 29 号	同
同	有限会社ベルー デ薬局	旭区白根五丁目 12 番 1 号	同

同	内田薬局 くぬぎ台店	旭区西川島町 138 番地の 3	同
同	さくら調剤旭薬局	旭区市沢町 346 番地の 2	同
同	あさひ薬局 鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰二丁目 67 番地の 8	同
同	薬樹薬局 鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰二丁目 23 番地の 3	同
同	薬樹薬局 鶴ヶ峰駅前店	旭区鶴ヶ峰二丁目 30 番地の 10	同
同	有限会社四季美だるま薬局	旭区四季美台 37 番地	同
同	クリエイトエス・ディー横浜今宿店薬局	旭区今宿西町 474 番地の 1	同
同	株式会社横浜調剤薬局	旭区若葉台三丁目 6 番 1 号	同
同	あさひ薬局 中沢店	旭区中沢一丁目 46 番 3 号	同
同	あさひ薬局 二俣川駅前店	旭区二俣川一丁目 5 番地の 38	同
同	あさひ薬局 二俣川店	旭区二俣川一丁目 5 番地の 5	同
同	ふたば薬局 二俣川店	旭区二俣川二丁目 22 番地の 1	同
同	二俣川薬局	旭区二俣川一丁目 6 番地の 1	同
同	明日花薬局	旭区二俣川二丁目 58 番地	同
同	クラヤ薬局	旭区左近山 1,186 番地の 6	同
同	クリエイト薬局 旭南本宿店	旭区南本宿町 34 番地の 1	同
同	ふたば薬局	旭区柏町 47 番地の 6	同
同	薬樹薬局 磯子	磯子区丸山一丁目 26 番 13 号	同
同	さとう薬局	磯子区滝頭二丁目 23 番 9 号	同
同	汐見台薬局	磯子区汐見台一丁目 6 番地	同

同	はまかぜ薬局	磯子区森二丁目26番 10号	同
同	ことぶき薬局 洋光台店	磯子区洋光台一丁目 6番30号	同
同	くま薬局 金沢 文庫店	金沢区谷津町 378番 地	同
同	金沢だるま薬局	金沢区町屋町 13番 14 号	同
同	米川薬局	金沢区平潟町 19番 3 号	同
同	ゆうきや薬局	金沢区六浦東一丁目 20番 20号	同
同	カマリヤ薬局	金沢区釜利谷東二丁 目 6番 18号	同
同	薬樹薬局富岡	金沢区富岡東五丁目 18番 1号	同
同	薬樹薬局富岡 2 号店	金沢区富岡東五丁目 21番 7号	同
同	富岡薬局	金沢区富岡西二丁目 1番 9号	同
同	あけぼの薬局 大倉山店	港北区大曾根一丁目 16番 5号	同
同	株式会社横浜菊 名薬局	港北区菊名四丁目 3 番 46号	同
同	新生堂薬局	港北区菊名四丁目 1 番 6号	同
同	みきや薬局	港北区大豆戸町 914 番地の 6	同
同	オリーブ薬局	港北区新横浜二丁目 14番地の 8	同
同	わかば薬局	港北区新横浜二丁目 12番地の 10	同
同	薬樹薬局大倉山	港北区大倉山三丁目 8番 28号	同
同	調剤薬局ツルハ ドラッグ岸根公 園店	港北区篠原町 1,113 番地の 6	同
同	ホーゲン薬局	港北区綱島東一丁目 2番 13号	同
同	すみれ薬局	港北区綱島西一丁目	同

		1 番 7 号	
同	綱島調剤薬局	港北区綱島西二丁目 16番19号	同
同	新羽調剤薬局駅前店	港北区新羽町 1,690 番地の1	同
同	イオン薬局横浜 新吉田店	港北区新吉田東八丁 目49番1号	同
同	ドリーム薬局北 新横浜店	港北区北新横浜一丁 目2番地の3	同
同	さつき薬局	緑区鴨居一丁目1番 21号	同
同	シオダ薬局	緑区鴨居四丁目3番 15号	同
同	わかば薬局鴨居 店	緑区鴨居三丁目8番 16号	同
同	共創未来 鴨居 薬局	緑区白山一丁目1番 3号	同
同	さなえ薬局中 山店	緑区中山一丁目6番 17号	同
同	台村つかさ薬局	緑区台村町 309番地 の1	同
同	薬樹薬局霧が丘	緑区霧が丘三丁目8 番地の1	同
同	やよい薬局	緑区十日市場町 820 番地の3	同
同	十日市場調剤薬 局	緑区十日市場町 801 番地の8	同
同	望星横浜みどり 薬局	緑区十日市場町 1,72 6番地の13	同
同	薬樹薬局長津田	緑区長津田五丁目3 番34号	同
同	有限会社新治薬 局	緑区寺山町 71番地	同
同	たまプラーザ調 剤薬局	青葉区美しが丘五丁 目1番地の5	同
同	あおぞら薬局	青葉区市ケ尾町 1,16 7番地の1	同
同	のぞみ薬局	青葉区市ケ尾町 1,06 2番地の5	同
同	スマイル薬局	青葉区藤が丘一丁目	同

	藤が丘店	28番地の12	
同	松浦薬局	青葉区藤が丘一丁目 28番地の41	同
同	藤が丘おひさま 薬局	青葉区藤が丘一丁目 28番地の14	同
同	クオール薬局青 葉台店	青葉区たちばな台二 丁目2番地の43	同
同	薬樹薬局青葉台	青葉区青葉台一丁目 14番地の1	同
同	アリス薬局	都筑区中川一丁目10 番2号	同
同	ハタ薬局	都筑区中川中央一丁 目28番14号	同
同	ふれあい調剤薬 局センター北 店	都筑区中川中央一丁 目2番2号	同
同	わかば薬局モ ザイクモール港 北店	都筑区中川中央一丁 目31番1号	同
同	薬樹薬局荏田東	都筑区荏田東一丁目 4番12号	同
同	オレンジ薬局荏 田店	都筑区荏田南三丁目 2番13号	同
同	クオール薬局 港北店	都筑区茅ヶ崎中央36 番6号	同
同	クオール薬局つ づき店	都筑区茅ヶ崎中央36 番5号	同
同	みなみ調剤薬局	都筑区茅ヶ崎中央24 番3号	同
同	二子薬局 都筑 店	都筑区茅ヶ崎中央19 番5号	同
同	領家薬局	泉区岡津町 599番地	同
同	すずらん薬局い ずみ野店	泉区和泉町 6,216番 地の1	同
同	たてば薬局	泉区和泉中央南一丁 目10番37号	同
同	かいがら坂薬局	栄区飯島町 1,374番 地	同
同	たんぽぽ薬局飯 島店	栄区飯島町 1,329番 地の3	同

同	さくら薬局本郷台店	栄区桂町 279 番地の 11	同
同	ユキ調剤薬局	栄区桂町 158 番地の 6	同
同	共創未来本郷台駅前薬局	栄区小菅ケ谷一丁目 4 番 6 号	同
同	安藤薬局	戸塚区戸塚町 16 番地の 1	同
同	すばる中央薬局戸塚店	戸塚区戸塚町 565 番地の 16	同
同	日本調剤南戸塚薬局	戸塚区戸塚町 425 番地の 1	同
同	横浜東戸塚調剤薬局	戸塚区品濃町 550 番地の 3	同
同	湘南薬局	戸塚区品濃町 548 番地の 2	同
同	日本調剤東戸塚調剤薬局	戸塚区品濃町 535 番地の 2	同
同	川上薬局	戸塚区川上町 359 番地の 8	同
同	薬樹薬局上倉田	戸塚区上倉田町 447 番地の 1	同
同	あけぼの薬局原宿店	戸塚区原宿四丁目 18 番 12 号	同
同	サクラ薬局	瀬谷区中央 19 番地の 2	同
同	センター薬局	瀬谷区中央 1 番地の 10	同
同	瀬谷ひかり薬局	瀬谷区中央 6 番地の 20	同
同	メディコ本郷薬局	瀬谷区本郷三丁目 20 番地の 1	同
同	カワセ薬局三ツ境店	瀬谷区三ツ境 2 番地の 27	同
同	ニチカ調剤薬局三ツ境ライフ店	瀬谷区三ツ境 2 番地の 1	同
同	瀬谷中央薬局	瀬谷区阿久和西三丁目 1 番地の 13	同
同	センター南薬局	瀬谷区瀬谷四丁目 9 番地の 8	同

横 浜 市 告 示 第 44 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成29年 12月31日	さかえ薬局	磯子区栗木二丁目1 番7号	薬局
平成31年 2月28日	ひまわり薬局	戸塚区吉田町894番 地の1	同
平成31年 3月31日	青葉区メディカル センター訪問看護 ステーション	青葉区荏田北三丁目 8番地の6	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 45 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年1月31日	イオン薬局戸塚店	戸塚区吉田町884番地	薬局
平成31年3月28日	ローソクオー ル薬局港北綱島 西二丁目店	港北区綱島西二丁目 5番1号	同

横浜市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり指定を辞退した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年3月31日	横浜はじめ病院	神奈川県大田区大田通130番地	整形外科
平成31年3月14日	あおばだい矯正歯科	青葉区榎が丘1番地の6	歯科矯正
平成31年3月31日	医療法人柏堤会（財団）戸塚共立第1病院	戸塚区戸塚町116番地	腎臓
同	清水薬局	金沢区釜利谷東二丁目21番22号	薬局
平成31年3月15日	オアシス薬局	都筑区中川一丁目5番19号	同
平成31年3月31日	ふくふく柳町訪問看護ステーション	金沢区柳町10番地の8	訪問看護

横浜市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成31年4月1日	つるみ地域生活支援センター	鶴見区豊岡町3番4号	自立生活援助
同	アグリシステム羽沢	神奈川区羽沢町586番地の11	就労継続支援B型
同	生活支援センター西	西区浜松町3番14号	自立生活援助
同	スマイルプラス横浜関内センター	中区尾上町3丁目35番地	就労移行支援
同	地域活動ホームどんとこい・みなみ	南区中村町4丁目270番地の3	自立生活援助
同	偕恵いわまワークス	保土ヶ谷区岩間町1丁目7番地の15	自立生活援助
同	ワンピース	磯子区杉田五丁目21番41号	行動援護
同	訪問介護かえで金沢サービスセンター	金沢区瀬戸3番54号	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜市金沢区生活支援センター	金沢区沼亀二丁目1番7号	自立生活援助
同	訪問介護かえで港北サービスセンター	港北区大豆戸町34番地	居宅介護、重度訪問介護
同	しんよこはま地域活動ホーム（海相談室）	港北区新羽町1,240番地の1	自立生活援助
同	訪問介護かえで戸塚サービスセンター	戸塚区戸塚町142番地	居宅介護、重度訪問介護

同	ゆたかカレッジ 横浜キャンパス	戸塚区戸塚町 4,647 番地の1	自立訓練（生活訓練）
同	医心館訪問介護 ステーション東 戸塚	戸塚区品濃町 554 番 地の2	居宅介護、重 度訪問介護
同	港南中央地域活 動ホーム そよ かぜの家 地域 支援室	港南区港南中央通 1 番 12 号	自立生活援助
同	あった介護港南	港南区丸山台一丁目 10 番 11 号	居宅介護
同	ピアジョブサポ ート二俣川	旭区本村町 108 番地 の7	就労定着支援
同	訪問介護かえで 旭サービスセン ター	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の60	居宅介護、重 度訪問介護
同	株式会社野良猫 舎	旭区南本宿町 43 番地 の33	居宅介護、重 度訪問介護
同	自立サポートセ ンター 歩	旭区白根七丁目 31 番 7 号	自立生活援助
同	生活介護事業 しえん	旭区白根二丁目 44 番 4 号	生活介護
同	S T U D I O 1 8	緑区寺山町 180 番地 の10	生活介護
同	横浜市中山みど り園	緑区中山二丁目 2 番 3 号	自立生活援助
同	わーくさぼーと 恵の杜	瀬谷区阿久和南三丁 目 29 番地の1	就労継続支援 B 型
同	せや活動ホーム 太陽 自立生活 援助事業所	瀬谷区三ツ境 1 番地 の2	自立生活援助
同	A i n a 横浜	栄区笠間二丁目 6 番 42 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	相談支援事業所 S E L P ・ 杜	栄区上郷町 134 番地 の2	自立生活援助
同	横浜市栄区生活 支援センター	栄区小菅ケ谷三丁目 32 番 12 号	自立生活援助
同	一天	泉区和泉中央北一丁 目 13 番 18 号	生活介護
同	泉地域活動ホー	泉区中田東三丁目 15	自立生活援助

	ムかがやき 自立生活援助事業所	番 2 号	
同	訪問介護かえで田奈サービスセンター	青葉区田奈町43番地の3	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	キズナ	青葉区新石川二丁目3番地の11	生活介護
同	青葉メゾン自立生活援助事業所ピウ	青葉区奈良五丁目1番地の17	自立生活援助
同	ケアステーションつばめ	都筑区牛久保西四丁目11番29号	居宅介護、重度訪問介護
同	しゅしゅ・あゆみが丘店	都筑区あゆみが丘18番4号	生活介護
同	グループホームげんきⅡ	港北区箕輪町二丁目18番8号	共同生活援助
同	L o c o H o m e H o n g o u	瀬谷区本郷三丁目53番地の7	共同生活援助
令和元年5月1日	介護事業所みっれ横浜	西区北幸二丁目5番17号	居宅介護、重度訪問介護
同	ぴーす横浜	金沢区六浦一丁目1番10号	同行援護
同	株式会社ティー・シー・エス戸塚営業所	戸塚区上矢部町1,953番地の1	居宅介護
同	旭区地域生活支援拠点ほっとぽと	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の16	自立生活援助
同	けいあいの杜	旭区中希望が丘25番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜障がい者サポートセンターぽれぽれ	都筑区佐江戸町509番地の6	行動援護
同	青葉区生活支援センターほっとサロン青葉	青葉区荏田西二丁目14番地の3	自立生活援助
同	わおんグループホーム下和泉	泉区下和泉四丁目16番12号	共同生活援助

横浜市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地
平成31年4月1日	地域活動支援センターむすび	神奈川区神之木台3番3号
同	アイポート浜視協	西区戸部町7丁目220番地
同	ひとりざわ相談支援事業所	磯子区氷取沢町93番地の1
同	NPO法人汐見台福祉コミュニティ相談支援センター	磯子区汐見台2丁目4番地の5
同	頌栄相談室	金沢区富岡東四丁目13番2号
同	いろえんぴつ相談室	港北区菊名七丁目3番27号
同	風の相談室	戸塚区平戸町382番地の4
同	相談事業所 コロボックル	港南区港南台四丁目7番3号
同	横浜市福祉サービス協会ヘルパーステーション旭	旭区柏町131番地の5
同	ラフ クラウン	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の3
同	計画相談支援室レクタス	緑区霧が丘四丁目24番地の11
同	せや福祉ホーム相談室	瀬谷区相沢七丁目36番地の1
同	横浜市中川地域ケアプラザ	都筑区中川一丁目1番1号
令和元年5月1日	指定特定相談支援事業所BB	南区東蒔田町15番地の3

同	ク ロ ワ ー ル	磯 子 区 岡 村 三 丁 目 10 番 39 号
同	地 域 活 動 ホ ー ム シ ー サ イ ド	金 沢 区 富 岡 東 二 丁 目 5 番 31 号
同	相 談 支 援 カ ナ リ ア 旭	旭 区 左 近 山 16 番 地 の 1
同	相 談 支 援 事 業 所 ラ ・ パ ー チ ェ	緑 区 霧 が 丘 三 丁 目 2 番 地 の 16

横浜市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成31年3月1日	さくらんぼ	磯子区上町10番8号	同行援護
平成31年3月1日	中区障害者地域活動ホーム	中区新山下三丁目1番9号	自立訓練（生活訓練）
平成31年3月31日	愛	緑区北八朔町1,777番地の6	就労継続支援B型
平成31年4月30日	ウェルウェルキッチン	都筑区南山田町3,970番地の2	就労継続支援B型
令和元年5月31日	オフィスウイング	西区浅間町1丁目7番地の6	就労継続支援B型
令和元年6月1日	ヘルパーステーションポポロ中山	緑区中山三丁目6番25号	居宅介護、重度訪問介護

横 浜 市 告 示 第 50 号

土 地 改 良 事 業 の 認 可

土 地 改 良 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ） 第 95 条 第 3 項 に お い て 準 用
す る 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 東 俣 野 土 地 改 良 事 業 共 同
施 行 者 が 行 う 土 地 改 良 事 業 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第51号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入しなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入しなければならない 区域	供用開始 年月日
合流式	鶴見区上末吉四丁目の一部 神奈川区西寺尾三丁目の一部 西区戸部本町の一部	令和元年 5月24日
分流式	神奈川区三枚町、菅田町及び羽沢町の各一部 西区みなとみらい四丁目の一部 保土ヶ谷区今井町及び東川島町の各一部 旭区都岡町及び中沢一丁目の各一部 港北区岸根町及び小机町の各一部 緑区西八朔町及び三保町の各一部 青葉区あざみ野四丁目、市ヶ尾町、鉄町、桜台及び下谷本町の各一部 戸塚区秋葉町、上矢部町、汲沢一丁目、品濃町、下倉田町及び平戸町の各一部 泉区和泉町及び白百合三丁目の各一部 瀬谷区本郷二丁目の一部	

横浜市告示第52号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	鶴見区上末吉四丁目の一部	令和元年5月24日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	神奈川区西寺尾三丁目の一部 西区戸部本町及びみなとみらい四丁目の各一部 保土ヶ谷区今井町及び東川島町の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	神奈川区三枚町、菅田町及び羽沢町の各一部 港北区岸根町及び小机町の各一部 青葉区あざみ野四丁目の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区都岡町及び中沢一丁目の各一部 緑区西八朔町及び三保町の各一部 青葉区市ヶ尾町、鉄町、桜台及び下谷本町の各一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区汲沢一丁目の一部 泉区和泉町及び白百合三丁目の各一部 瀬谷区本郷二丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区秋葉町、上矢部町、品濃町、下倉田町及び平戸町の各一部	

横 浜 市 告 示 第 53 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

南 区 弘 明 寺 町 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 分
流 式 か ら 合 流 式 に 変 更 す る 。

南 区 六 ツ 川 一 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を
、 合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら な い
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供
す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 54 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し、 令 和 元 年 6 月 3 日 から 施 行 す る。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 5 項 第 3 号 ア の 表 中

「

同 地	P — 4 号 岸 壁 荷 さ ば き	同	16,900
-----	---------------------	---	--------

」

を

「

同 地	P — 3 号 岸 壁 荷 さ ば き	同	8,908
同 地	P — 4 号 岸 壁 荷 さ ば き	同	12,844

」

に 改 め る。

横浜市告示第55号

横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示（平成31年2月横浜市告示第106号）の一部を次のように改正し、令和元年6月3日から施行する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

第5項の次に次のように加える。

6 完成自動車貨物の取扱の促進を図るもの

減免する事由	減 免 額	
	岸壁使用料	荷さばき地使用料
(1) 完成自動車貨物のうち、トランシップ貨物を大黒ふ頭P-3号又は西緑地内のD号荷さばき地に一時蔵置したとき。	/	50%相当額 (連続する15日を上限とする。)
(2) 大黒ふ頭P-4号、T-3号からT-8号岸壁までに着岸した自動車専用船又はローロー船が、月の最初の火曜日から金曜日までに荷役を開始したとき。	25%相当額	/

※ 上記(2)の表中に掲げる減免事由は、第1項(5)に掲げる減免事由と重複して適用することができる。重複して適用するときは、第1項(5)に掲げる減免事由を適用して算出した岸壁使用料に上記(2)の表中に掲げる減免事由を適用する。

横浜市告示第56号

「磯子みどころガイド」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「磯子みどころガイド」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長 道 下 久美子	神奈川県立町14番地の3	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町4丁目34番地の14	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

横浜市告示第57号

「とつか歴史ろまん 新装版」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「とつか歴史ろまん 新装版」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益社団法人とつか区民 活動支援協会 理事長 原 一 男	戸塚区戸塚町12 7番地	平成31年4月1日 から令和2年3月 31日まで
共同事業体特定非営利活 動法人みんなのまちづく りクラブ・特定非営利活 動法人建物管理ネットワ ーク 代表者 特定非営利活動 法人みんなのまちづく り クラブ 理事長 合 田 加 奈 子	戸塚区戸塚町2, 241番地の1	平成31年4月1日 から令和2年3月 31日まで
株式会社共立 戸塚区民文化センター 館長 小 林 君 江	戸塚区戸塚町16 番地の17	平成31年4月1日 から令和2年3月 31日まで
公益財団法人横浜市体育 協会 戸塚スポーツセンター 所長 有 賀 美 由 紀	戸塚区上倉田町 477番地	平成31年4月1日 から令和元年6月 30日まで
特定非営利活動法人くみ みネットワークとつか とつか区民活動センター センター長 中 嶋 伴 子	戸塚区川上町91 番地の1	平成31年4月1日 から令和2年3月 31日まで
公益財団法人横浜YMC A 舞岡地区センター 館長	戸塚区舞岡町3, 020番地	平成31年4月1日 から令和2年3月 31日まで

加 藤 和 男		
東 神 産 業 株 式 会 社	神 奈 川 区 松 本 町	平 成 31 年 4 月 1 日
代 表 取 締 役	4 丁 目 34 番 地 の	か ら 令 和 2 年 3 月
岡 本 央	14	31 日 まで

横浜市告示第58号

横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社アメニテ ィシステム 代表取締役 布施 賀 晶	中区山下町 207 番 地の 2	平成 31 年 4 月 25 日から 令和元年 9 月 25 日まで

公 告

横浜市公告第22号（令和元年5月15日揭示済）

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
大久保二丁目公園	港南区大久保二丁目421番の19	別図のとおり	293 m ²	鉄棒、ベンチ、水飲み	令和元年5月15日

別図（省略）

横浜市公告第23号（令和元年5月15日揭示済）

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	変更に 係る区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
三ツ沢公園	神奈川県 三ツ沢西 町3番の 1	別図の とおり	287,039 m ²	288,724 m ²	令和元年 5月16日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 24 号 （ 令 和 元 年 5 月 20 日 掲 示 済 ）

釜石都市計画嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理
事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示

釜石都市計画嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和元年5月20日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 被通知者の氏名及び住所
小林 真 二
西区浅間町2丁目106番地の1
- 2 掲示場所
岩手県釜石市嬉石町2丁目11番2号にある掲示板
- 3 掲示期間
令和元年5月20日から令和元年6月3日まで

<p>平成31年 4月25日</p>	<p>特定非営利 活動法人 劇フォー</p>	<p>松 澤 文 子</p>	<p>西区浜松町 8番22-40 4号</p>	<p>この法人は、対 全ての人人に、劇 しに、る事業か に、すい、と、芸 を、行生活、の、展 な、文文化、の、進 術、普及、の、推 、寄与、の、進 にとる。目的とす</p>
<p>令和元年 5月8日</p>	<p>特定非営利 活動ひとり親 国住支援機 構</p>	<p>秋 山 怜 史</p>	<p>中区相生町 3丁目60番 地</p>	<p>この法人は、庭 ひと親し家庭の 対り親家庭の取 とり親支援業者 居組むの事者交 り士、の業居の 同、成、るポ一 換、す、る、の、 育、サ、イ、の、 関、ル、サ、イ、 ル、サ、イ、の、 営、業、の、選、 と、の、選、し、 の、や、住、と、 援、て、い、っ、 て、よ、り、心、 確、と、会、こ、 る。</p>
<p>令和元年 5月10日</p>	<p>特定非営利 活動小キッ 和</p>	<p>木 村 博 子</p>	<p>都筑区川和 町 2,250 番 地の 6</p>	<p>この域の法 地及び者に 者子の後居 居事後居事 事支</p>

				じ繋子る、全す目的 通の守り、健全と目 を域中見くの寄を 事地のをづもにと う、りも境ど成こす 行てがど環子育ると
令和元年 5月10日	N P O 法 人 六 っ 川 台 キ ッ ズ	伊 東 国 子	南 区 六 ツ 川 三 丁 目 62 番 地 の 4	は、とに後、対場事地た全す目的 人児童課とにのる、し健全と目 のの保、場所庭生活すいざの寄を 域のし、居守家庭生供行根もにと 地そ対の留守る提をにど成こす こ地そ対の留守る提をにど成こす

横浜市公告第26号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成31年 4月26日	特定非営利活動法人日本ラケットボール協会	棚 原 康	変更前	東京都大田区蒲田5丁目26番3号	この法人は、海外及び日本における一般市民もたちらケットボール競技の普及及び啓蒙と、各国のラケット団体等と通じてもつて、一般市民たちの健全育成と国際的な寄与を目的とする。
			変更後	中区住吉町6丁目74番地	
令和元年 5月9日	特定非営利活動法人ハミートオブラクル	三 浦 喜美子	変更前	兵庫県伊丹市千僧91番地の1	この法人は、よりの世界に於いて、通し個人性を生み出し、その役割を担うことにより、相互に相
			変更後	中区本牧原36番10号	

横浜市公告第27号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) コーナンP R O 鶴見獅子ヶ谷店 鶴見区獅子ヶ谷三丁目470番の2ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 堺市西区鳳東町4丁401番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 堺市西区鳳東町4丁401番地の1
大規模小売店舗の新設をする日	令和元年12月19日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,440 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 84台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 28台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 30 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 7.46 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後9時30分まで

駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置	数 入 口 1 か 所 、 出 口 1 か 所 位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 記 載 の と お り
荷 さ ば き 施 設 に お い て 荷 さ ば き を 行 う こ と が で き る 時 間 帯	午 前 6 時 か ら 午 後 10 時 ま で

(添 付 図 面 は 省 略)

- 2 届 出 年 月 日
平 成 31 年 4 月 18 日
- 3 縦 覧 場 所
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 20 番 1 号
横 浜 市 鶴 見 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横浜市公告第28号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

独立行政法人都市再生機構洋光台中央団地中心施設（1街区）

磯子区洋光台四丁目1番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

独立行政法人都市再生機構

理事長 中島正弘

中区本町6丁目50番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	独立行政法人都市再生機構 代理人 吉田 滋 中区本町6丁目50番地の1	独立行政法人都市再生機構 理事長 中島正弘 中区本町6丁目50番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急ストア 代表取締役 須田 清 東京都目黒区上目黒 1丁目21番12号 ほか1者	株式会社東急ストア 代表取締役 須田 清 東京都目黒区上目黒 1丁目21番12号 ほか5者

(4) 変更の年月日

平成31年4月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

平成31年4月26日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第29号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

独立行政法人都市再生機構洋光台中央団地中心施設（1街区）

磯子区洋光台四丁目1番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

独立行政法人都市再生機構

理事長 中島正弘

中区本町6丁目50番地の1

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	収容台数 0台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 40台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 面積 56 m ²	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 面積 236 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 容量 12.94 m ³	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 容量 18 m ³
大規模小売店舗において小売業を行	開店時刻 午前10時 （年間12	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

う 者 の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	閉 店 時 刻 ほ か	0 日 午 前 9 時) 午 後 11 時 ほ か
------------------------------	----------------	-------------------------------------

(4) 変更する年月日

令和元年5月1日

(5) 変更する理由

運営計画変更のため

2 届出年月日

平成31年4月26日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 30 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 63 番 の 7
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 シ ス ー 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 31 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 福 浦 一 丁 目 13 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 32 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 6 番 の 2 及 び 6 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第33号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
東方第二公園	都筑区東方町190番の4	別図のとおり	1,024 m ²	1,522 m ²	令和元年5月24日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 34 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 戸 塚 グ リ ー ン タ ウ ン 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ
た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 35 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 美 し が 丘 住 宅 B 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た
。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 36 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、二 俣 川 ニ ュ ー タ ウ ン 中 央 町 内 会 西 地 区 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ
つ た の で、次 の と お り、同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に
供 す る と と も に、同 法 第 72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見
の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 元 年 5 月 24 日 か ら 令 和 元 年 6 月 20 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 元 年 6 月 24 日 午 後 1 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
旭 区 今 宿 二 丁 目 5 番 12 号
二 俣 川 ニ ュ ー タ ウ ン 連 合 町 内 会 館

横 浜 市 公 告 第 37 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 今 宿 パ ナ タ ウ ン 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ っ た の で、次 の と
お り、同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に、
同 法 第 72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 元 年 5 月 24 日 か ら 令 和 元 年 6 月 20 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 元 年 6 月 24 日 午 後 3 時 30 分
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
旭 区 今 宿 町 2,647 番 地 の 2
横 浜 市 今 宿 地 区 セ ン タ ー 小 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 38 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和元年5月24日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
令和元年5月15日	第1005号	鶴見区尻手一丁目257番の1外	ヨコハマオールパークス管理組合 理事長 正木 隆

横 浜 市 公 告 第 39 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 5 月 28 日 第 30 開 1803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 仲 町 台 一 丁 目 27 番 2 号
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア ホ ー ム
代 表 取 締 役 鈴 木 秀 典
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 東 山 田 町 1,458 番 の 1 、 1,458 番 の 3 、 1,458 番 の 5 及
び 1,458 番 の 8 か ら 1,458 番 の 11 ま で

横 浜 市 公 告 第 40 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 14 日 第 30 開 1806 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 常 盤 町 5 丁 目 57 番 地
リブレ株式会社
代 表 取 締 役 小 川 慶 太
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 佐 江 戸 町 2,163 番 の 1 の 一 部 、 2,163 番 の 2 、 2,163 番
の 3 の 一 部 及 び 2,163 番 の 4 から 2,163 番 の 18 ま で

横 浜 市 公 告 第 41 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 8 月 31 日 第 30 開 608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 31 番 8 号
共 同 エ ー ジ ェ ン シ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 石 井 政 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 芹 が 谷 五 丁 目 569 番 の 13 から 569 番 の 32 ま で 及 び 569 番
の 35

横 浜 市 公 告 第 42 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 9 月 11 日 第 30 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 下 倉 田 町 1,231 番 地
吉 原 昇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 下 倉 田 町 794 番 の 1 、 796 番 の 2 、 797 番 の 1 、 797 番
の 2 、 797 番 の 4 の 各 一 部 及 び 797 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 43 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 9 月 20 日 第 30 開 805 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
静 岡 県 沼 津 市 大 岡 1,961 番 地 の 26
株 式 会 社 あ お き
代 表 取 締 役 榎 本 太 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 今 宿 西 町 377 番 の 58 、 378 番 の 1 及 び 378 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 44 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 28 日 第 30 開 1124 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 綱 島 西 四 丁 目 5,379 番 の 2 及 び 5,379 番 の 5 か ら 5,379
番 の 13 ま で

横 浜 市 公 告 第 45 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 5 月 10 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
23.54 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 駒 岡 三 丁 目 1,261 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 N I K K E I M A R K S
代 表 取 締 役 花 原 浩 二

横 浜 市 公 告 第 46 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 6 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 5 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
19.12 m
- 5 指 定 の 場 所
港 南 区 芹 が 谷 一 丁 目 2,198 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横 浜 市 公 告 第 47 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 31 ・ 13 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 元 年 5 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
18.04 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 品 濃 町 1,823 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名
弥 生 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一

横 浜 市 公 告 第 48 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 37 ・ 60 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 元 年 5 月 15 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 廃 止 す る 道 路 の 延 長

196.40 m

5 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 1 番 の 73 地 先 から 3 番 の 2 地 先 ま で 、 1 番 の
74 地 先 から 3 番 の 14 地 先 ま で 及 び 3 番 の 2 地 先 から 3 番 の 12 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 49 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 35 ・ 18 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 元 年 5 月 8 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
61.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
戸 塚 区 深 谷 町 96 番 の 1 地 先 か ら 97 番 の 1 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 50 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 43 ・ 20 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 元 年 5 月 15 日

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

6.50 m

4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

228.80 m

5 廃 止 の 場 所

戸 塚 区 矢 部 町 771 番 の 39 地 先 から 787 番 の 1 地 先 ま で 、 771 番
の 39 地 先 から 969 番 の 30 地 先 ま で 及 び 774 番 の 2 地 先 から 787 番
の 1 地 先 ま で

区 告 示

泉区告示第2号（令和元年5月7日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上和泉西部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月7日

横浜市泉区長 額 田 樹 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木和義 泉区和泉町 5,069 番 地	小宮康久 泉区和泉町 4,785 番 地

戸塚区告示第2号（令和元年5月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月9日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	宇田川 広 敏 戸塚区汲沢町 1,002 番地の33	山口 優花美 戸塚区汲沢町 1,000 番地の51

鶴見区告示第2号（令和元年5月13日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、仲通三丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月13日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	土 屋 弘 毅 鶴見区仲通3丁目77 番地の6	知 念 國 男 鶴見区仲通3丁目79 番地の2

金 沢 区 告 示 第 1 号 (令 和 元 年 5 月 15 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 城 山 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	大 橋 新 太 郎 金 沢 区 谷 津 町 121 番 地 の 36	菊 地 裕 美 金 沢 区 金 沢 町 49 番 地 の 61

金 沢 区 告 示 第 2 号 (令 和 元 年 5 月 15 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 宮 ヶ 谷 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	福 本 忠 之 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 48 番 8 号	布 川 信 之 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 2 番 30 号

金 沢 区 告 示 第 3 号 （ 令 和 元 年 5 月 15 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 御 仲 井 赤 坂 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	門 間 豊 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 10 番 40 号	川 島 覺 金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 44 番 36 号

金 沢 区 告 示 第 4 号 (令 和 元 年 5 月 15 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 六 浦 ハ イ タ ウ ン 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	佐 久 間 敏 雄 金 沢 区 六 浦 南 三 丁 目 18 番 16 号	太 田 次 郎 金 沢 区 六 浦 南 四 丁 目 13 番 11 号

金 沢 区 告 示 第 5 号 (令 和 元 年 5 月 15 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 能 見 台 五 丁 目 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	玉 川 洋 金 沢 区 能 見 台 五 丁 目 47 番 地 の 5	杉 隆 一 金 沢 区 能 見 台 五 丁 目 28 番 地 の 2

旭区告示第1号（令和元年5月16日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月16日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	門 間 茂 樹 旭区南希望が丘63番 地の30	畑 中 勝 則 旭区善部町7番地の 13

交通局

交通局告示第1号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和元年5月27日から実施する。

令和元年5月24日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

1 普通系統の表89ぶらり野毛山動物園BUSの項中

「

ア	横浜駅前～一本松小学校前	桜木町駅前、野毛坂	往 4.340 復 4.720	急行運転
イ	横浜駅前～一本松小学校前	桜木町駅前、野毛坂、アンパンマンミュージアム入口	往 4.370 復 5.120	土曜・休日のみ運転 急行運転

」

を

「

ア	横浜駅前～一本松小学校前	桜木町駅前、野毛坂	往 4.340 復 4.720	急行運転
イ	横浜駅前～一本松小学校前	桜木町駅前、野毛坂、みなとみらい4丁目	往 4.370 復 5.120	土曜・休日のみ運行 急行運転

」

に改め、同表ぶらり赤レンガBUSの項中

「

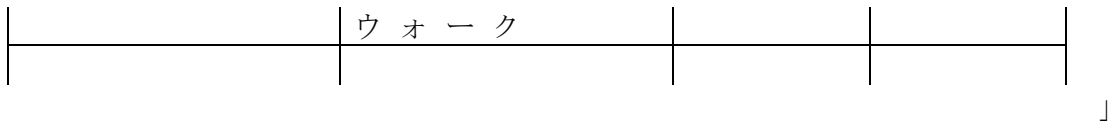
横浜駅前～横浜駅前	アンパンマンミュージアム入口、赤レンガ倉庫・マリン&ウオーク	7.500	循環土曜・休日のみ運行

」

を

「

横浜駅前～横浜駅前	みなとみらい4丁目、赤レンガ倉庫・マリン&	7.500	循環土曜・休日のみ運行



に改める。

区選挙管理委員会

鶴見区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 遠藤 一郎

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 押 木 三 恵 子

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 大 野 敬 三

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 佐 藤 綾 夫

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市南区選挙管理委員会
委員長 山 田 仁

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

港南区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市港南区選挙管理委員会
委員長 志賀 義 憲

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

保 土 け 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参 議 院 議 員 の 任 期 が 令 和 元 年 7 月 28 日 に 満 了 す る こ と に 伴 い 、 公
職 選 挙 法 施 行 令 (昭 和 25 年 政 令 第 89 号) 第 17 条 本 文 た だ し 書 の 規 定
に よ り 、 次 の 期 間 に お け る 選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え は 、 当 該 期 間
の 最 終 日 の 翌 日 以 後 に 延 期 す る 。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 保 土 け 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 足 立 勲

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 元 年 6 月 2 日 か ら 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 の 期 日 ま で

旭区選挙管理委員会告示第2号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市旭区選挙管理委員会
委員長 小林 薫

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

磯子区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市磯子区選挙管理委員会
委員長 原 國 晃

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 林 淑 晃

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鈴 木 光 男

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

緑区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市緑区選挙管理委員会
委員長 河 合 正 紹

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鈴 木 清 秀

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 栗 原 靖

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 鶴 岡 秀 昭

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

栄区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市栄区選挙管理委員会
委員長 内 田 正 純

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 萩 原 久

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 元 年 6 月 2 日 か ら 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 の 期 日 ま で

瀬谷区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和元年5月24日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会
委員長 高橋 更一

登録の移替えを停止する期間

令和元年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 3 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 の 一 部 改 正

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 の 一 部 改 正 を こ こ に 公 告 す る

。

令 和 元 年 5 月 24 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 渡 辺 巧 教

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 務 局 処 務 規 程 (昭 和 38 年 1 月 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 変 更 す る 。

第 1 条 第 2 項 「 庶 務 係 」 第 9 号 中 「 短 期 、 厚 生 年 金 保 険 、 退 職 等 年 金 、 経 過 的 長 期 、 経 過 的 長 期 預 託 金 管 理 、 業 務 、 保 健 及 び 貸 付 の 各 経 理 の 出 納 に 関 す る こ と 」 の う ち 「 経 過 的 長 期 預 託 金 管 理 」 を 削 除 し 、 「 短 期 、 厚 生 年 金 保 険 、 退 職 等 年 金 、 経 過 的 長 期 、 業 務 、 保 健 及 び 貸 付 の 各 経 理 の 出 納 に 関 す る こ と 」 と し 、 「 年 金 係 」 第 9 号 「 厚 生 年 金 保 険 、 退 職 等 年 金 及 び 経 過 的 長 期 経 理 の 事 業 計 画 及 び 予 算 の 作 成 に 関 す る こ と 」 を 庶 務 係 の 第 8 号 に 移 管 し 、 第 8 号 以 下 を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ る 。

同 項 「 年 金 係 」 第 1 号 中 「 長 期 給 付 に 関 す る こ と 」 を 「 長 期 給 付 (年 金 及 び 一 時 金) に 関 す る こ と 」 に 修 正 。 第 2 号 「 長 期 組 合 員 の 資 格 の 得 喪 に 関 す る こ と 」 を 削 除 。 第 3 号 中 「 長 期 組 合 員 原 票 等 の 作 成 及 び 保 管 に 関 す る こ と 」 の 「 長 期 」 を 削 除 し 「 組 合 員 原 票 等 の 作 成 及 び 保 管 」 に 修 正 。 第 4 号 「 年 金 及 び 一 時 金 の 裁 定 に 関 す る こ と 」 を 削 除 。 第 5 号 中 「 長 期 組 合 員 の 異 動 に よ る 照 会 及 び 回 答 に 関 す る こ と 」 の 「 長 期 」 を 削 除 し 「 組 合 員 の 異 動 に よ る 照 会 及 び 回 答 に 関 す る こ と 」 に 修 正 。 第 6 号 中 「 年 金 相 談 及 び 年 金 受 給 者 の 調 査 に 関 す る こ と 」 の 「 及 び 年 金 受 給 者 の 調 査 」 を 削 除 し 「 年 金 相 談 に 関 す る こ と 」 に 修 正 。 第 8 号 「 障 害 審 査 に 関 す る こ と 」 を 削 除 。

同 項 第 2 号 、 第 4 号 、 第 8 号 、 第 9 号 を 削 り 、 第 3 号 を 1 号 繰 り 上 げ 第 2 号 と し 、 第 5 号 か ら 7 号 を 2 号 ず つ 繰 り 上 げ 、 第 10 号 を 4 号 繰 り 上 げ る 。

第 6 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 同 項 第 2 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 告 の 日 か ら 施 行 し 、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る 。